

(第一類 第十四号) (附属の六)

衆第二百十一回国会 予算委員会第五分科会議録 (厚生労働省所管) 第一號

(四二)

本分科会は令和五年二月十五日(水曜日)委員会において、設置することに決した。

二月十七日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

大岡 敏孝君
根本 匠君
後藤 祐一君
阿部 司君

二月十七日
牧原 秀樹君
土屋 品子君
牧原 秀樹君
司君

令和五年二月二十日(月曜日)
午前九時開議

出席分科員

主査

牧原 秀樹君
泉田 裕彦君
土屋 品子君
務台 穂坂 泰君
阿部 司君
勝目 康君
務台 穂坂 泰君
野田 佳彦君
國重 徹君
福重 隆浩君
田村 貴昭君
厚生労働大臣
法務大臣政務官
外務大臣政務官
文部科学大臣政務官
厚生労働大臣政務官
最高裁判所事務総局家庭局長

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

兼務

泉田 裕彦君
土屋 品子君
根本 匠君
後藤 祐一君
池下 卓君
佐々木 紀君
堤 かなめ君
山田 勝彦君
中野 洋昌君
西岡 秀子君
伸享君
官(厚生労働省医政局長)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)
官(厚生労働省大臣官房審議官)

同日

辞任 堀場 幸子君
務台 俊介君
同日

同日 辞任 泉田 裕彦君
池下 卓君
同日

同日 辞任 泉田 裕彦君
池下 卓君
同日 辞任 泉田 裕彦君
池下 卓君
同日 辞任 泉田 裕彦君
池下 卓君

○牧原主査 これより予算委員会第五分科会を開会いたします。
私が本分科会の主査を務めることになります。
どうぞよろしくお願いいたします。
本分科会は、厚生労働省所管について審査を行なうことになります。
令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算中厚生労働省所管について、政府から説明を聴取いたしました。加藤國務大臣
○加藤國務大臣 令和五年度厚生労働省関係予算案の概要について説明いたしました。
厚生労働省所管一般会計予算案の総額は三十三

号とされておりますが、ゲノム情報を利活用することはなかなか難しいということです。

一方で、電子カルテデータ、CTの画像など、ゲノム情報以外の医療情報の更なる利活用の促進に対する期待も大きいと理解しておりますので、しっかりと必要な見直しを行つてまいりたいと考えております。

また、ゲノム医療を国民に還元するという観点からは、AMED、日本医療研究開発機構におきまして、データの民間企業による利用も可能とする共通的な同意事項について、今、整理を進めております。

さらに、ゲノム情報の取扱いや御指摘の不当な差別が行われることのないようにすること等に係る法整備につきましては、現在、超党派での御議論が進んでいます。こうした議論を踏まえまして、必要な対応を検討していきたいと考えております。

○田中分科員 加藤大臣の下で頑張っていただけ

ることをお願いして、質問を終わります。

○大岡主査代理 これにて泉田裕彦君の質疑は終了いたしました。

次に、勝目康君。

○勝目分科員 自由民主党、京都一区の勝目康でございます。

本日は、予算委員会第五分科会で質問の機会を

頂戴しまして、誠にありがとうございます。

本日のラストバッターでございます。加藤大臣始め、皆様お疲れのことだと思いますけれども、あと一回、是非、前向きな御答弁を賜れるよう

よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、かかりつけ医機能の制度化についてお伺いをしたいというふうに思います。

去る二月十日に、全世代型社会保障改革法案が閣議決定されました。非常に多岐にわたる内容でありますけれども、この中に、かかりつけ医機

能の制度化といったものが盛り込まれたところであります。

かかりつけ医制度につきましては、昨年五月の財政審の建議におきまして、かかりつけ医の認定とか、あるいは患者の事前登録とか、こういったことがうたわれまして、現場に非常に大変な不安

が広がったというところであります。

今回の法案において、かかりつけ医機能の制度化がされたわけですけれども、これが春の建議の内容とどういった点が異なるのか。これはまさ

に、かかりつけ医の制度化なのか、かかりつけ医機能の制度化なのか、そういうことなんだろうと

思いますけれども、この辺り、ここを教えていた

か、大臣、是非そこを教えていただきたいと思

います。

○加藤国務大臣 今、勝目委員よりお話をあります。

した、昨年五月、財政制度審議会の建議では、かかりつけ医機能の要件を法制化、明確化し、こうした要件を備えた医療機関をかかりつけ医として認定する制度を設けること、また、患者、国民に

対して受診を希望するかかりつけ医の事前登録を促す仕組みを導入することなどについて言及をさ

れています。

政府においては、国民、患者目線に立つて、必

要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリ

ーアクセス、この考え方の下で、地域のそれぞれの

医療機関が、地域の実情に応じて、その機能や専

門性に応じて連携しつつ、かかりつけ医機能を発

揮するよう促すことが重要だというふうに考

えています。

こうした観点から、国民そして患者がその二一

去る二月十日に、全世代型社会保障改革法案が閣議決定されました。非常に多岐にわたる内容でありますけれども、この中に、かかりつけ医機

都道府県がその体制を有することを確認、公表し、これらを踏まえて地域の関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的な方策を検討し、財政審の建議におきまして、かかりつけ医の認定とか、あるいは患者の事前登録とか、こういった

ことがうたわれまして、現場に非常に大変な不安が広がったというところであります。

したがつて、今申し上げたように、今回の法案には、かかりつけ医として認定する制度や、かかりつけ医の事前登録、こういったものは盛り込まれます。

したがつて、今申し上げたように、今回の法案には、かかりつけ医として認定する制度や、かかりつけ医の事前登録、こういったものは盛り込まれません。

したがつて、今申し上げたように、今回の法案には、かかりつけ医として認定する制度や、かかりつけ医の事前登録、こういったものは盛り込まれます。

きいという中で、御理解をしっかりといただくといふのは本当に大事なことであると思います。

この検討会中間取りまとめの中で、マイナンバーカードを保有していない方に対しては、資格確認書を交付するということが盛り込まれました。しかも無償であります。これは適切な判断だと思います。大臣、どうも交渉お疲れさまでした。ありがとうございました。

そして、他方で、医療機関の側につきましては、オンラインによる資格確認を行う、この体制

を取ることがこの四月に義務化をされているといふことであります。高齢のお医者さんの中には、それやつたらもう統一られへんなというようなことをおっしゃる方もおられるわけでありますけれども、こうしたこと�이起こらないようにするため

に、どのような策を講じられるのか、お聞かせください。

○伊原政府参考人 お答えいたします。

オンライン資格確認につきましては、今先生から御紹介いただきましたように、昨年八月の中医

協の答申に基づきましたように、本年四月から全国の保険医療機関、薬局での導入を原則義務化いたしました。

こうした中で、高齢のお医者さんとかがすぐ

導人が困難ではないか、こういう御指摘もありま

して、昨年十二月の中医協におきましては、地域

医療に支障が生じるなどやむを得ない場合の必要

な対応として、高齢の医師等がレセプト取扱件数

が少ない場合なども含めましてやむを得ない事情

がある場合につきましては、導入義務の経過措置

を設けるとともに、導入支援のための財政措置の

期限も延長いたしました。こうした配慮措置を行つております。

それから、療養担当規則、これは四月以降しつかりと義務化されておるわけですが、ここ

についても御議論がございますが、この違反につ

いては、これまでのところは、このマイナン

バーカードの利用というのは非常にメリットも大

ましても、直ちに保険医療機関等の指定取消しとなるものではなく、まずは地方厚生局による懇切丁寧な指導などが行われることとなり、具体的には個別事案ごとに適宜判断していく、こういう対応を考えております。

いずれにしましても、医療DXの基盤となるオンライン資格確認の様々なメリットを患者、国民の皆様に少しでも早く実感していただけるよう、医療現場の皆様や、さらに、そこに入つてシステム改修を行う事業者の皆さんに御理解いただきまして、円滑な導入に努めてまいりたいと考えております。

○勝手分科員 ありがとうございます。

柔軟な対応をしていただけるということあります。何せこのマイナンバーカードの保険証利用の今おっしゃったような大きなメリットをしっかりと円滑に実装していくためにも、無用にハードウェア等で反発を招くことがないよう御配慮をお願いしたいというふうに思いました。

それから、保険証にいわば隣接するものとして、各自治体が行つております子供の医療費助成であるとか、あるいは国の場合では難病の公費助成、国、自治体共に公費による医療費の助成があるわけであります。これらは現在は紙による受給者証で管理をしているわけでありますけれども、患者目線としては、こういうのも含めてマイナンバーカード一枚で完結したらより利便性が増すところもあるんじゃないかなというふうに思いますが、それでも、対応方針をお聞かせください。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化を求める当事者などからの御意見を承知をしておりまして、それにより国民や医療現場にとってのメリットの実感が大きくなるものであるというふうに考えております。

また、二月十七日に公表されましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

における中間取りまとめにおきましても、マイナンバーカードにおけるオンライン資格確認は、今後の医療DXの基盤となる仕組みであり、将来的には、診察券や公費負担医療の受給者証もマイナンバーカードと一体化していくことにより、ますます国民や医療現場にとってのメリットの実感が大きくなると考えられるといったことが指摘をされているところでございます。

デジタル庁とも連携をいたしまして、医療DXの取組の中で、公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化の実現を図つてまいりたいと考えております。

また、他方で、小児医療証など、地方自治体が

単独で実施をされております医療給付事業の医療証等につきましては、自治体それぞれ実施をされているものでございますので、直ちに一体化することは難しい側面もございますが、まずはどの上うな課題があるかを整理をしてまいりたいと考えております。

○**勝手分割員** どうもありがとうございます。
診察券についても、その検討の対象に入つてお
るということです。

事務であるんですけれども、たゞほんどの市町村がもう実施をしているという、事実上、共通的な事務にもなっている、もちろん、内容が全然違いますけれども。そうした中で、まさに子育て環境を整えていくという観点からも是非検討していただければというふうに思います。これは医療DXでの御検討ということですので、党の方でもしっかりとんでいきたいというふうに思つております。

締きました。医薬品の関係を御質問させていた
だきたいと思います。

兆円の輸入超過ということ、いわば貿易赤字になつてゐる、こういう話であります。ちなみに、デジタル分野についても四・七兆円の赤字だといふうに伺つておりますし、まさに、これから成長分野二つで国富がどんどん流出している、円近く流出している、こういう状況でありますて、これを何とかしないといけないという危機感

対象とした相談窓口、MEDISOを設置して研究開発から実用化に至るまでの総合的な支援を提供すること、また、経済産業省の創薬ベンチャーエコシステム強化事業におきまして創薬ベンチャーに対する資金援助を行うこと等により、成功事例の創出に向けた支援を行つてあるところでございます。

また、医薬品の安定供給につきましては、大き

く分けまして、重要な医薬品のサプライチェーンの強靭化を図ります経済安全保障上の問題、それから、後発医薬品メーカーの薬機法違反を契機とした供給量の低下、新型コロナウイルス感染拡大による需要の増加による供給不足の問題、こういったものがあると認識をいたしております。

経済安全保障の観点からは、経済安全保障推進法の枠組みにおきまして、抗菌性物質製剤を特定重要物資に指定をいたしまして、安定供給に向けて取組を進めております。また、このほか、外部依存性が高くなっている医薬品に係る備蓄などの取組についても、支援をしているところでござい

ます。

また、後発医薬品を中心とした供給不足につきましては、医薬品卸売の事業者様方や薬局の皆様方の通常業務にも支障が及んでいる状況であると認識をいたしております。

業界団体を通じまして、後発品を含む全ての医薬品につきまして、欠品が生じたものやその代替品について供給状況を把握をした上で、供給量が十分な製品については製薬企業に対しまして限定出荷の解除を求めるといったことを行いますとともに、医療関係者に対しましては、これらの製品の供給状況を取りまとめて公表して、安定供給に取り組んできたところでございます。

こうした創薬力の強化、それから医薬品の安定供給につきまして、現在、医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会において御議論をいただいているところでございます。この取りまとめを踏まえて検討を進めてまい